



2024年2月14日

各 位

会社名 AnyMind Group 株式会社  
代表者名 代表取締役 CEO 十河 宏輔  
(コード番号：5027 東証グロース市場)  
問合せ先 取締役 CFO 大川 敬三  
(TEL 03-6384-5490)

## 監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年3月29日開催予定の第5回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）での承認を前提として監査等委員会設置会社へ移行すること、及び本株主総会に定款一部変更の件を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行

##### (1) 移行の目的

取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行することを決定いたしました。

##### (2) 移行時期

本株主総会において、必要な定款変更について承認をいただくことを条件に、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

##### (3) その他

本件に伴う役員人事につきましては、今後決定次第、お知らせいたします。

#### 2. 定款一部変更

##### (1) 変更の目的

1 上記1.「監査等委員会設置会社への移行」に記載のとおり、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。

2 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）に基づき、場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）の開催が認められることに伴い、定款変更を行うものであります。バーチャルオンリー株主総会は、遠隔地の株主様な

ど多くの株主様が出席しやすく、株主総会の活性化、効率化、円滑化に貢献するとともに、感染症や自然災害等発生時の開催リスクを低減すると考えております。なお、当社は経済産業省令および法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けております。

3 その他、上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	2024年3月29日(予定)
定款変更の効力発生日	2024年3月29日(予定)

以上

【別紙】

当社定款新旧対照表

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第4条 (条文省略)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. <u>監査役</u></li> <li>3. <u>監査役会</u></li> <li>4. 会計監査人</li> </ol> <p>第6条～第12条 (条文省略)</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。</p> <p>新設</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって<u>取締役社長</u>が招集する。ただし、<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2 株主総会においては<u>取締役社長</u>が議長となる。ただし、<u>取締役社長</u>に事故がある時は、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。</p> <p>第15条～第18条 (条文省略)</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>新設</p> <p>(取締役選任の方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 当社の取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議</p>	<p>第1条～第4条 (現行どおり)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. <u>監査等委員会</u></li> <li>3. 会計監査人</li> </ol> <p>第6条～第12条 (現行どおり)</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。</p> <p><u>2 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって<u>代表取締役</u>が招集する。ただし、<u>代表取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2 株主総会においては<u>代表取締役</u>が議長となる。ただし、<u>代表取締役</u>に事故がある時は、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。</p> <p>第15条～第18条 (現行どおり)</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p><u>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、3名以内とする。</u></p> <p>(取締役選任の方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p> <p>2 当社の取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議</p>

<p>決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期) 第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>新設</p> <p>新設</p> <p>(代表取締役及び社長) 第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 代表取締役は会社を代表し、当会社の業務を執行する。</p> <p>(取締役会の招集) 第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、これに代わって招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。</p> <p>3 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p> <p>第 24 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議等の省略) 第 25 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、</p>	<p>決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期) 第 21 条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役) 第 22 条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 代表取締役は会社を代表し、当会社の業務を執行する。</p> <p>(取締役会の招集) 第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、これに代わって招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。</p> <p>3 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p> <p>第 24 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議等の省略) 第 25 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
--	---

<p><u>監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	
<p>新設</p>	<p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u>  <u>第 26 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(取締役会議事録)  <u>第 26 条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	<p>(取締役会議事録)  <u>第 27 条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>
<p>第 27 条～第 29 条 (条文省略)</p>	<p>第 28 条～第 30 条 (現行どおり)</p>
<p>第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u></p>	<p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p>
<p><u>(員数)</u>  <u>第 30 条 当社の監査役は、4 名以内とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役選任の方法)</u>  <u>第 31 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>2 監査役を選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。</u></p>	
<p><u>(任期)</u>  <u>第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>2 補欠により選任された監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤監査役)</u>  <u>第 33 条 監査役会はその決議により、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(報酬等)</u>  <u>第 34 条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の責任)</u>  <u>第 35 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任について、法令の定める額を限度</u></p>	<p>(削除)</p>

<p><u>として免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p><u>(監査役会の招集)</u>  <u>第 36 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。</u></p> <p><u>(監査役会の決議)</u>  <u>第 37 条 監査役会の決議は、法令に定める場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p><u>(監査役会の議事録)</u>  <u>第 38 条 監査役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p><u>(監査役会規程)</u>  <u>第 39 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程によるものとする。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>新設</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u>  <u>第 31 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>新設</p>	<p><u>(監査等委員会の招集)</u>  <u>第 32 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>新設</p>	<p><u>(監査等委員会の決議)</u>  <u>第 33 条 監査等委員会の決議は、法令に定める場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>
<p>新設</p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u>  <u>第 34 条 監査等委員会の議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は議</u></p>

<p>新設</p> <p>第 40 条～第 41 条（条文省略）</p> <p>（会計監査人の報酬等）</p> <p>第 42 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第 43 条～第 44 条（条文省略）</p> <p>（配当金等の除斥期間）</p> <p>第 45 条 配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p>2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</p>	<p><u>事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p><u>（監査等委員会規程）</u></p> <p><u>第 35 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程によるものとする。</u></p> <p>第 36 条～第 37 条（現行どおり）</p> <p>（会計監査人の報酬等）</p> <p>第 38 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第 39 条～第 40 条（現行どおり）</p> <p>（配当金等の除斥期間）</p> <p>第 41 条 配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p>2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。</p>
---	---